

公益財団法人 三宅正太郎育英会奨学規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三宅正太郎育英会（以下「本会」という。）の定款第4条第1項第1号の学資金の給与についての事項を定め、その業務の適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 本会が学資を給与する学生は、一般有為の子弟であつて、大学又はこれと同程度以上の学校に在学し、学術優秀、品行方正、身体強健で学資の支弁が困難と認められるものとする。

2 本会から学資の給与を受ける者を奨学生といい、給与する学資を奨学金という。

第2章 奨学生の決定及び奨学金の給与

(奨学金の額)

第3条 奨学金の額は、月額20,000円とする。

(奨学金の額の変更)

第4条 物価変動など社会情勢の変化によって必要が生じた場合は、奨学金の額を変更することがある。

2 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の減額又は辞退を申し出る事ができる。

(支給期間)

第5条 奨学金の支給期間は、在学する学校の正規の修学期間とする。

2 就学の中途より支給するときは、残りの修学期間を限度とする。

(願書の提出)

第6条 奨学生志望者は、連帯保証人と連署した本会宛の奨学生願書に次の

書類を添え、在学学校長を経て提出しなければならない。

- (1) 在学学校長の奨学生推薦書
- (2) 本人自筆の履歴書
- (3) 健康診断書（学校医、国公立診療所又は学校附属医師の診断書に限る。）
- (4) 在学証明書（新入学者の場合は入学許可書）
- (5) 現在在学する学校の学業成績証明書（新入学者の場合は、高校3年間の学業成績証明書）
- (6) 家計状態調書
- (7) 源泉徴収票又はそれにかわる所得証明書（収入のある同居家族全員分、年金も含む）
- (8) その他本会が特に提出を求めるもの

2 連帯保証人は、本人が未成年者の場合はその親権者もしくは後見人、成年者の場合は父、母、兄、姉、又はこれに代わる者でなければならない。

（奨学生の採用）

第7条 奨学生の採用は、各年度の事業計画に基づき、学識経験者により作成された奨学生選考基準に則り、奨学生選考委員会の書類選考を経て理事長が決定し、その結果を在学学校長を経由して本人に通知する。

2 奨学生選考委員は、本会の役員、評議員の他、学識経験者等から理事長が5名程度選任するものとし、その任期は1年とする。

（支給方法）

第8条 奨学金は、毎月1カ月分ずつ本人に対し支給する。ただし、特別の事情があるときは、数カ月分を合わせて支給することができる。

（奨学金受領書の提出）

第9条 奨学金受領書は、送金時金融機関が発行する振込確認書に代替とし、受領書の提出は不要とする。

（奨学金の休止、停止及び支給期間の短縮）

第10条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、学校長の意見を徴して奨学金の支給を休止する。

- 2 奨学生の学業又は性行等の状況により補導上必要があると認めるときは、奨学金の支給を停止し、又は奨学金の支給期間を短縮することができる。

(奨学金の復活)

第 11 条 前条の規定により、奨学金の支給を休止又は停止されたものがその事由がやんで在学学校長を経て願い出たときは、(その事由が傷病の場合は医師の診断書添付)原則として奨学金の支給を復活する。ただし、休止又は停止されたときから1年を経過したときはこの限りではない。

(奨学金の打ち切り)

第 12 条 奨学生が次の各号の一つに該当すると認められるときは、奨学金の支給を打ち切ることができる。

- (1) 傷病のために成業の見込みがないとき
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき
- (4) 奨学金の使途が適当でないとき
- (5) 休学、転学、転学部、転課が適当でないとき
- (6) 第 14 条に定める届出義務を怠ったとき
- (7) 在学学校で処分を受けたとき
- (8) その他第 2 条第 1 項に定める奨学生としての資格を失ったとき

第 3 章 雑 則

(学業成績表の提出)

第 13 条 奨学生は、在学学校長を経て毎学年末学業成績表及び生計費報告書を提出しなければならない。

(届出業務)

第 14 条 奨学生は、次の各号の一つに該当するときは、在学学校長を経て迅速、かつ正確に届け出なければならない。ただし、本人が傷病等のために届け出ることができないときは、その理由を付して保証人又は家

族から届け出なければならない。

- (1) 傷病その他の事故により1カ月以上欠席するとき
 - (2) 休学、復学、退学、転学部又は転科したとき
 - (3) 保証人を変更したとき
 - (4) 本人、保証人及び家族の身上、住所、その他重要な事項に異動があったとき
 - (5) 他の団体及び個人からの奨学金の貸与又は支給に異動があったとき
 - (6) その他本会が本人、保証人又は家族に対して届出又は報告を求めたとき
- 2 奨学生が死亡したときは、保証人又は家族はただちに届け出なければならない。

(返済)

第15条 奨学金については返済の義務を課さない。ただし、給与を受けた者から寄付又は返済の申し出があったときは、それを受領することができる。

- 2 第12条各号の一つに該当する場合において奨学生の資格に著しく欠けると認められるときは、既に支給した奨学金の返済を求めることがある。

(規程の改廃)

第16条 次の各号の一つに該当し、本会が必要と認めたときは、理事会の決議を経て、この規程の全部又は一部を改廃することができる。

- (1) 経済情勢に著しい変動があるとき
- (2) 日本育英会法、その他法制上の取り扱いに重要な変化があるとき
- (3) 本会の運営上、真にやむを得ない必要があるとき
- (4) 前各号のほか、特に必要があるとき

(補則)

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。